

# 行刑施設における職業訓練修了者の成行

—これまでの研究成果を踏まえての一考察—

中央研究所 水上 好久  
松田 淳  
久米 康治  
矯正研修所 高橋 博  
江口 伸司

## 目次

- 1 はじめに
- 2 受刑者の職業訓練とその現状
  - (1) 受刑者の職業訓練
  - (2) 職業訓練の現状
- 3 職業訓練修了者の成行
  - (1) 職業訓練修了者の再入状況
    - ア 一般受刑者との比較における再入状況
    - イ 職業訓練種目別修了者の再入状況
  - (2) 職業訓練修了者の就職状況
- 4 考察
  - (1) 再入状況
  - (2) 定着状況
  - (3) 再入状況と定着状況の関係
  - (4) 調査方法
- 5 おわりに

## 1 はじめに

受刑者に対する職業訓練は、刑務作業の一形態として行われている。刑務作業が有する主要な機能は、受刑者に規律ある生活態度と勤労精神をかん養させるとともに、できる限り職業的技能及び知識を付与することにより、改善を助長することにあると理解されている。

職業訓練はまさに、訓練を計画的、継続的かつ体系的に実施することによって、専門的技能及び知識を付与することが可能であることから、生産作業に比し、この機能面におい

てより具体的なものであるといえ、職業訓練の成果として取得する公の資格、免許や習得した専門的技能及び知識は訓練修了者の円滑な社会復帰に寄与するものとして期待されているのである。

したがって、訓練を実施するだけでなく、訓練修了者が習得した技能等について、釈放後における活用状況等を調査し、その結果を職業訓練に反映させることは、訓練の充実、発展を図るためにも欠くことのできないものであろう。

本研究は、職業訓練が受刑者の釈放後の就職にどのように作用し、さらには、再犯の防止、更生にどのような効果があるかを調査、研究しようとするものである。

本研究は平成2年度、同3年度に職業訓練を修了した約三千名を対象としている。

初年度は全国49の職業訓練実施庁に依頼し、個人別の調査票を作成、そのうち、平成4年12月末までに仮釈放になった約1,900名について保護局、保護観察所の協力を得て、釈放後の就職状況を調査中であり、回答が揃い次第集計・分析を実施する。

また同時に府中刑務所指紋室の協力を得て再入状況も調査中である。

上記と併行して、職業訓練修了者の成行に関する研究・調査についての文献を収集し、

一応のとりまとめを行ったので以下に発表するものである。

## 2 受刑者の職業訓練とその現状

### (1) 受刑者の職業訓練

行刑施設における職業訓練は、かつては職業教育の一態様として考えられていた。しかし、受刑者に対する職業的技能の訓練の必要性は早くから認識されており、大正15年には「受刑者職業訓練概則」が制定され、建築、建具、ブリキ、ペンキ、鍛冶工など6か月の訓練期間が定められ、大工見習、実習夫などと称し、修了証書も授与され、釈放後は宿所あっせんの保護措置までとられていたのである。<sup>(1)</sup>

昭和28年、作業課の訓練とは別に教育課の所掌で、資格、免許の取得を目標に自動車運転、理容、美容等の種目が「職業補導」としてすすめられ、東京拘置所、川越少年刑務所に理容学校、女子施設に美容学校が設置されている。<sup>(2)</sup>

昭和31年、受刑者に対して職業に必要な技能を習得させ、また、向上させるため、職業訓練を適正に行うことを目的とするとともに、訓練実施の直接的な根拠となる「受刑者職業訓練規則」が制定された。

受刑者の職業訓練は、本規則によって制度的に確立されることとなったものであり、受刑者の矯正効果を一層高めるため、54の訓練種目、訓練基準と訓練期間など職業訓練の方法及び手続を統一し、組織的かつ計画的に職業訓練を行うことを定めたものである。

昭和33年、「職業訓練法」が施行されるに伴って、昭和34年9月労働省告示をもって職業訓練修了受刑者に対しても技能検定受験資格が与えられることとなり、一般社会での職業訓練と同等に扱われることになった。<sup>(3)</sup>

昭和37年、職業訓練は、教育課から作業課にその事務の所掌が変更され、予算も収容費にあった職業補導経費が刑務所作業費に代っ

ている。また、昭和38年度から職業訓練として760人の訓練人員と職業訓練の経費（作業諸費等2,376千円、現材料費34,387千円）が認められている。<sup>(4)</sup>

昭和39年、機械設備、指導員、予算等を有効に活用するため特定行刑施設を総合職業訓練施設に指定し、訓練の充実を期することとされた。

昭和50年、「刑務作業事務取扱規程」が制定され、刑務作業の形態を生産作業、職業訓練及び自営作業に区分することとなり、ここに職業訓練が刑務作業の一形態として認められることとなったのである。

昭和56年度、当時の緊縮財政下において予算、人的資源、機械等の効率的な活用を図るため、訓練態様の統廃合を推進し、集約化を進める必要があるとして、少人数の訓練については、矯正管区内において統合又は廃止するなどの見直しが行われている。<sup>(5)</sup>

この間、昭和53年には、「職業訓練法」が従来の新卒者の養成訓練を主体とするものから、在職労働者に対する向上訓練の充実、離転職者の再就職のための能力再開発訓練の機能的な実施及び養成訓練の質的向上を図ることを目的として改正され、さらに、昭和60年には、産業界の急激な技術革新、高齢化社会における労働人口の高齢化等の社会情勢に対応するため、「職業能力開発促進法」が制定されている。また、「刑事施設法案」には職業訓練の規定が設けられ、法的根拠を得ようとしている。

### (2) 職業訓練の現状

受刑者に対する職業訓練は、「受刑者職業訓練規則」に基づき、総合訓練、集合訓練及び自所訓練の3形態に区分して実施されており、その実施施設における訓練内容等は、表1のとおりである。

表1 職業訓練実施施設（平成2年度）

名称	区分	施設数	訓練種目	訓練期間	主な免許・資格の種類
総職訓練 合業訓練施設	全国から適格者を集めて訓練を実施する施設	7庁	電気工事、自動車整備、溶接、情報処理など22種目	2年、1年及び6月	労働省訓練履修証明書、技能士、技能士補、理容師、電気工事士、自動車整備士、航海士、機関士等
集職訓練 合業訓練施設	他の矯正管区内又は管内の受刑者を一時的に集めて訓練を実施する施設	31庁	溶接、建設機械、左官、建設、美容など15種目	2年、1年6月及び3月	自動車整備、溶接士、建設機械運転技能者、理容師、美容師、ボイラー技士、情報処理等
自職訓練 所業訓練施設	自所の受刑者のうちからのみ訓練生を選定して訓練を実施する施設	30庁	印刷、ボイラー運転、クリーニングなど29種目	2年、1年6月及び3月	溶接士、ボイラー技士、クリーニング師、危険物取扱者、ガス溶接技能者、玉掛技能者等

(注) 法曹時報第44巻第4号による。

総合職業訓練施設における訓練は、原則として収容分類級A級、J級及びYA級受刑者に対し職業的技能及び知識の付与を重点として実施するとともに、全国的視野から職業訓練適格者を選定するもので、A級、J級及びYA級の収容施設を拠点として実施されている。

職業訓練の対象となる訓練生は、「受刑者職業訓練規則」第3条に基づき、次の基準に該当する受刑者のうちから施設長が選定している。

- ① 職業訓練の開始の日において、残刑期が1年以上の者
  - ② 新制中学卒業者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
  - ③ 行状が良好であって、意志が強固であると認められる者
  - ④ 適性検査によって、その職業訓練に適する素質があると認められる者
  - ⑤ 職業訓練において習得した技能をもって釈放後の生計を立てる志望を有する者
- 昭和55年10月、訓練生の選定に関し、それまで年齢40歳未満の者とする年齢制限規定を削除し、40歳以上の受刑者であっても、訓練の対象とされ、職業訓練の門戸を広く解

放するとともに、26歳未満の若年受刑者に対して積極的に機会を与えることに配慮しなければならないとする規定が加えられた。これによって国連被拘禁者処遇最低基準規則第71(5)「有用な業種についての職業訓練は、それにより効果をあげることができる受刑者及び特に若年者に対して行われなければならない。」にも合致するものとされたのである。

訓練の修了に際しては、訓練生個々に訓練の効果が測定され、一定の基準に達したものと認められる者には、訓練の修了証書が交付される。

なお、総合職業訓練施設において年間1,600時間以上の訓練を修了した者については、労働省能力開発局長名の履修証明書が発行されており、その件数は表2のとおりである。この証明書の交付を受けた受刑者は、一般社会の職業訓練校修了者と同等の扱いを受けることになる。

表2 総合職業訓練修了者に対する労働省能力開発局長の履修証明書交付件数

年度	昭58	昭59	昭60	昭61	昭62	昭63	平元	平2
件数	388	387	393	413	423	417	451	338

(注) 法曹時報による。

公の資格、免許の取得は、訓練生の意欲の喚起のみならず一般社会にも通用する職業訓練の成果といえるものである。訓練生に対して受験を奨励していることもあり、溶接関係、危険物取扱者、自動車整備士、ボイラー技士などの資格、免許取得者が多く、合格率の平均は84%ないし89%と極めて高い。各資格

等種目別受験者数と合格者数は表3のとおりである。

職業訓練は、「受刑者職業訓練規則」に定める54種目のすべてについて訓練が実施されているわけではない。平成3年度の職業訓練種目別修了人員は表4のとおりである。

表3 公の資格又は免許取得状況表

年	種 目 数	溶接士	高圧電気工事技能者	電気工事士	自動車整備士	ボイラー技士	理容師	美容師	クリーニング師	調理師	危険物取扱者	消防設備士	無線通信士	毒物劇物取扱責任者	海技従事者	クレーン運転士	玉掛技能講習	溶接作業等安全講習	フォークリフト運転士	車両不建設機械運転講習	一級技能・検定	自動車運転者	その他	二級技能検定						合計	合格率		
																								家具工	旋盤工	溶接工	板金工	建築大工	左官			電気工事	その他
60	受験者数	430	12	87	130	127	55	10	40	31	344	26	24	7	5	47	71	490	44	65	40	97	60	(8)	(22)	(4)	(6) <sub>5</sub>	(19) <sub>1</sub>	(21)	(80) <sub>6</sub>	2,328		
	合格者数	344	11	82	124	101	55	10	40	25	268	19	20	2	4	42	71	482	44	65	40	97	55	(8)	(22)	(4)	(6) <sub>5</sub>	(19) <sub>1</sub>	(21)	(80) <sub>6</sub>	2,087	89.65	
61	受験者数	382	6	67	126	116	47	21	43	20	415	16	28	10	7	50	102	435	85	70	0	99	188				(1) <sub>1</sub>			(1) <sub>1</sub>	2,334		
	合格者数	317	6	67	104	93	47	21	43	12	325	7	24	5	7	50	102	435	85	70	0	93	175				(1) <sub>1</sub>			(1) <sub>1</sub>	2,089	89.50	
62	受験者数	379	8	88	126	119	55	16	42	24	399	11	36	3	8	29	71	448	86	70	0	97	191								2,306		
	合格者数	316	7	69	116	84	55	16	39	17	313	9	29	1	8	18	71	439	86	70	0	92	173								2,028	87.94	
63	受験者数	376	5	85	122	123	44	14	44	37	417	27	13	12	12	31	84	446	67	73		89	180	(10)	(17)	(3)	(5)	(17)		(52) <sub>1</sub>	2,302		
	合格者数	307	2	79	113	98	44	13	44	30	347	15	6	2	12	23	84	443	67	73		87	164	(10)	(17)	(3)	(5)	(17)		(52)	2,053	89.18	
元	受験者数	368	6	86	105	143	43	20	44	15	500	13	29	14	10	6	60	474	81	62		86	285					3		3	2,453		
	合格者数	304	6	76	89	105	43	20	42	14	341	11	23	10	10	6	60	473	81	62		81	249				1			1	2,107	85.89	
2	受験者数	384	8	78	114	123	44	22	42	11	393	19	24	8	9	46	60	392	60	52		72	122			(18)	(2)	(6)	(13)	(7)	(46)	2,129	
	合格者数	309	1	73	91	96	43	20	37	11	271	15	14	5	9	37	60	390	60	52		57	93			(18)	(2)	(6)	(13)	(7)	(46)	1,790	84.08

(注) 1 法曹時報による。

2 括弧内は、技能士補技能証の取得数

表 4 職業訓練種目別修了人員

(平成3会計年度)

種 目	人 員	種 目	人 員	種 目	人 員
総 数	1,334	製 靴	2	家事サービス	16
機 械	14	木 材 工 芸	27	金 工	5
板 金	17	ボイラー運転	101	農 業 機 械	5
溶 接	275	クレーン運転	32	畜 産	3
電 気 工 事	81	建 設 機 械	62	窯 業	3
洋 服	8	無 線 通 信	8	表 具	8
自 動 車 整 備	61	塗 装	7	玉 掛	7
建 築	79	園 芸	11	革 工 芸	5
配 管	12	理 容	63	造 園	16
建 築 塗 装	6	美 容	14	情 報 処 理	40
左 官	77	ク リ ー ニ ン グ	45	○ A	4
木 工	43	事 務	7	縫 製	8
製 版 印 刷	33	造 船 職 員	8	ホ ー ム 営 繕	6
軽 印 刷	2	自 動 車 運 転	52	プレハブ建築	10
畳	45	農 業	3	数値制御機械	3

(注) 犯罪白書による。

### 3 職業訓練修了者の成行

受刑者に対する職業訓練に関する研究報告は、比較的多数あるが、主として職業訓練の実施に関するものが多く、訓練修了者の再入状況を一般受刑者と比較したものや習得した技能に関連する職種への就職状況を調査した成行に関するものは少ない。調査内容に釈放者のプライバシーの問題を含むこと、また、追跡に多大な労力を要するなど調査の困難性があるためと考えられる。

再入状況に関する報告は、総合訓練が毎年3月末に調査報告することが義務づけられていることもあり、これまでに数例の研究報告がある。しかし、集合、自所訓練を含む全職業訓練修了者を対象としたものは少ない。集合、自所訓練については、訓練実施施設が個々に当該施設における訓練修了者を追跡した例が報告されている。さらに、釈放後の就職状況に関しても、総合訓練修了者について行われているのみで、集合、自所訓練を含む全職業訓練について調査が行われた例はない。

以下、これまでの研究から職業訓練修了者の再入状況と釈放後の就職状況についてみることにする。

#### (1) 職業訓練修了者の再入状況

ア 一般受刑者との比較における再入状況  
再入状況を一般受刑者と訓練修了者を対比することによって職業訓練の成果を評価しようとする試みは早くから行われ、昭和32年には、東京拘置所に併設された理容学校の卒業生で出所した30人中、再入者が3人（再入率10%）であるとの調査報告がなされている。<sup>(6)</sup>

全職業訓練修了者を調査としたものとしては、佐藤氏が、昭和31・32年度の職業訓練修了者中在所者を除く、1,552人を対象として、再入状況について調査し、表5を掲げている。<sup>(7)</sup>

同氏は、「一般受刑者の再入状況と比較すると昭和32年の出所者を除いて有意差が認められた。」と再入状況を各年別に評価している。これを、5年間の再入率で比較しても訓練修了者1,552人中、再入人員は523人で、

表5 職業訓練修了者の再入状況（昭和31・32年修了者）

出所年	一般受刑者			訓練修了者			
	出所人員	再入人員	再入率%	出所人員	再入人員	再入率%	
32	49,972	23,777	47.6	259	129	49.8	$X^2=0.51$ df=1 p<0.30
33	46,020	20,946	45.5	521	214	41.1	$X^2=4.96$ df=1 p<0.025
34	45,534	18,250	40.1	443	138	31.2	$X^2=13.52$ df=1 p<0.001
35	44,627	12,974	29.1	216	40	18.5	$X^2=50.18$ df=1 p<0.001
36	40,980	3,565	8.7	113	2	1.8	$X^2=6.96$ df=1 p<0.01

再入率は33.7%となるが、一般受刑者については、昭和32年出所者の5年間における再入率は47.6%であるので、14ポイントほどの差異が生じており、訓練修了者には再入者が少ないといえる。

この研究以後、全職業訓練修了者を対象とした調査はなく、これまでいくつかの職業訓練実施施設又は総合職業訓練施設の訓練修了者のみを対象とした報告がなされている。

それを概括すると、一般受刑者の再入率がおおむね40%から50%であるにもかかわらず、訓練修了者の再入率が、約16%から20%前後であることをあげて、そのすべてが職業訓練の効果であるとはいえないとしながらも格段の差異が認められるとし、職業訓練が果たす矯正効果の有用性を示すものと評価しているのである。さらに、総合訓練修了者を対象としたものにあつては、年齢層の低い受刑者及び初入受刑者を対象として職業訓練を行うことが、再犯防止に役立っているとしているものもある。<sup>(6)</sup>

ところが、総合訓練修了者の再入状況について、昭和62年、小林氏は収容分類級A級、

J級及びYA級受刑者（以下「A級系受刑者」という。）との対比を表6のように試みて、訓練修了者の再入率が18.2%であるにもかかわらず、A級系受刑者のそれが17.5%でほぼ同一の結果となったことから、「訓練の効果という以前に、総合訓練においては、訓練生選定基準に基づき、もともと意志が強固である者などに限定された上で訓練が実施されていることによるものと考えた方がむしろ妥当であろう。」と評価しているのである。<sup>(9)</sup>

最近における総合職業訓練施設における訓練修了者の再入状況と一般受刑者、特に小林氏が指摘したA級系受刑者の再入状況は表7のとおりである。再入率で比較する限り、約8ポイント訓練修了者よりもA級系受刑者が下回っているのである。

#### イ 職業訓練種目別修了者の再入状況

職業訓練の種目別修了者の再入状況を全職業訓練修了者について調査しているのは、表8のとおり昭和31・32年度の職業訓練修了者中1,552人を対象としたものがある。佐藤氏は、「種目別の修了者が530人の木工を始めとして100人以上の活版印刷、製靴、洋裁

表6 再入状況比較 [昭和60年度 (過去5年間の対比)]

	総合職業訓練 修了者	一般受刑者		
		総 数	A・J・YA級	B級等その
対象人員	3,781	155,676	42,172	113,502
再入人員	690	53,233	7,383	45,850
再入率%	18.2	34.2	17.5	40.4

表7 総合職業訓練施設における訓練修了者とA級系受刑者の再入状況

年 度	総合職業訓練修了者			全 受 刑 者		
	対象人員	再入人員	再入率(%)	対象人員	再入人員	再入率(%)
昭 和 5 0 年	2346	457	19.5	138383	36724	26.5
昭 和 6 0 年	3781	690	18.2	155676	53233	34.2
昭 和 6 2 年	3686	789	21.4	158724	52860	33.3
昭 和 6 3 年	3605	862	23.9	157118	51268	32.6
平 成 元 年	3593	859	23.9	153387	48045	31.3
平 成 2 年	3592	819	22.8	147902	44489	30.1
平 成 3 年	3492	792	22.7	140127	41002	29.3

年 度	A・J・YA級受刑者			B級等その他の受刑者		
	対象人員	再入人員	再入率(%)	対象人員	再入人員	再入率(%)
昭 和 6 0 年	45168	7866	17.4	110508	45367	41.1
昭 和 6 2 年	48032	8145	17.0	110692	44715	40.4
昭 和 6 3 年	47995	7886	16.4	109123	43382	39.8
平 成 元 年	46922	7285	15.5	106465	40760	28.3
平 成 2 年	44981	6652	14.8	102921	37837	36.8
平 成 3 年	41948	6011	14.3	98179	34991	35.6

(注) 1 総合職業訓練修了人員は年度末、他は年末時の調査である。

2 対象人員は、調査日からさかのぼって5年以内に釈放された者の総数である。

3 総合職業訓練修了者の人員は矯正局の資料に、他の人員は矯正統計年報による。

総合職業訓練施設における訓練修了者の再入状況 (内訳)

施設名 再入率 年度	川越少年刑務所			奈良少年刑務所			福井刑務所			山口刑務所		
	対象人員	再入人員	再入率(%)	対象人員	再入人員	再入率(%)	対象人員	再入人員	再入率(%)	対象人員	再入人員	再入率(%)
昭 和 6 2 年 度	756	132	17.5	847	238	28.1	141	15	10.6	420	90	21.4
昭 和 6 3 年 度	742	193	26.0	825	249	30.2	166	21	12.7	429	99	23.1
平 成 元 年 度	739	147	19.9	840	225	26.8	190	138	72.6	432	83	19.2
平 成 2 年 度	780	161	20.6	797	216	27.1	190	58	30.5	434	67	15.4
平 成 3 年 度	760	161	21.2	785	215	27.4	178	29	16.3	434	54	12.4

施設名 再入率 年度	佐賀少年刑務所			山形刑務所			函館少年刑務所			合 計		
	対象人員	再入人員	再入率(%)	対象人員	再入人員	再入率(%)	対象人員	再入人員	再入率(%)	対象人員	再入人員	再入率(%)
昭 和 6 2 年 度	478	103	21.5	456	82	18.0	588	129	21.9	3686	789	21.4
昭 和 6 3 年 度	452	107	23.7	440	75	17.0	551	118	21.4	3605	862	23.9
平 成 元 年 度	429	100	23.3	431	61	14.2	532	105	19.7	3593	859	23.9
平 成 2 年 度	421	161	38.2	419	59	14.1	551	97	17.6	3592	819	22.8
平 成 3 年 度	407	165	40.5	427	61	14.3	501	107	21.4	3492	792	22.7

表8 種目別再入状況

種目	出所人員	再入人員	再入率(%)	種目	出所人員	再入人員	再入率(%)	種目	出所人員	再入人員	再入率(%)
木工	530	180	34.0	塗装	36	14	38.9	自動車運転	24	8	33.3
活版印刷	156	41	26.3	和裁	10	1	10.0	手芸	11	5	45.5
洋裁	212	81	38.2	理容	13	3	23.1	孔版	5	1	20.0
男子服	48	19	39.6	ゴム	4	2	50.0	鋳造	6	2	33.3
製紙	29	4	13.8	自動車整備	13	4	30.8	椅子張	15	4	26.7
製靴	246	76	30.9	板金	5	2	40.0	建築大工	33	10	30.3
竹細工	86	47	54.7	織布	15	3	20.0				
自動自転車	7	5	71.4	ラジオ組立	1	0	0.0				
左官	8	5	62.5	機械	39	6	15.4	合計	1552	523	33.7

から数人の種目までであり、種目別の再入状況の優劣を決めることは危険である。概括的に述べれば、木工、活版印刷、洋裁、製靴など主要なものがよく、修了人員が少数のところでは、塗装、理容、機械、自動車整備、運転、建築大工などが再入人員が少ない。これらの種目は、機械設備、指導員がそなわっており、学力知能程度の比較的高い訓練生が要求され、資格又は免許の取得試験を経なければならない種目であり、これは同時に一般社会で労働需要の高い職種に該当しているのである。」としている。<sup>10)</sup>

全職業訓練修了者を対象としての報告はこの1件のみである。

各職業訓練実施施設別の種目別再入状況の調査はその報告例が少なく、比較すべき訓練種目が必ずしも合致しないため、十分な評価はできない状況にある。

各報告は、調査の期間に長短があり、当然

のことながら調査期間が短ければ、再入率は一般的に低く、調査期間が長期になるにしたがい、再入率は高くなる傾向を示している。

同じ職業訓練種目で昭和31、32年度の全職業訓練修了者の再入状況調査と中野刑務所及び函館少年刑務所が行った調査を対比すると、表9のとおりとなる。

函館少年刑務所における木工と理容の訓練修了者の再入率が、他の調査結果と大きく差異を生じている。

そこで、十分な資料とはいえないが、昭和61年度から平成2年度までの職業訓練種目別修了人員と矯正統計による昭和62年から平成3年までの再入受刑者の前刑職業訓練種目で、対比できる種目を掲げると表10のとおりとなる(5年間の比較であるが、訓練修了者は訓練の修了後直ちに処所するわけではないので、あえて1年後の人員との対比を試みた。)

表9 同種目による再入率の比較

	昭和31. 32 年度調査	中野刑務所 昭和41. 1～50. 12	函館少年刑務所 昭和34. 4～44. 3
木工	34.0%	23.5%	18.9%
活版印刷	26.3	24.0	25.4
製靴	30.9	31.7	26.3
理容	23.1	14.7	3.7



再入受刑者の前刑職業訓練種目は、各年ごとの再入人員であるため、先の調査における再入率のように累計の数値が得られないが、20%以下となった種目をみると、美容、クレーン運転、船舶職員、自動車運転、和文タイプがある。

いずれにしても、その理由は詳細な資料に欠けるため、明確に評価することができないが、美容が極めて低い。一般的に女子は男子に比し再入率が低いことが統計的にいえるが、

職業訓練が更に再入率の低下に寄与しているのであろう。また、クレーン運転は、近年の景気拡大等の経済情勢の影響が現れているものと推測するにとどまる。

(2) 職業訓練修了者の就職状況

職業訓練修了者が釈放後、訓練で習得した技能に関係する職業に就職しているか否かの就職状況についても全職業訓練修了者を対象とした研究報告例はない。

習得した技能に関係する職業への就職状況

表 10 職業訓練種目別修了者の再入状況

年度 種目	職業訓練種目別修了人員							再入受刑者前刑職業訓練種目						(B)×100
	昭和61 年度	昭和62 年度	昭和63 年度	平成元 年度	平成2 年度	平成3 年度	61～平2 年度計(A)	昭和62 年	昭和63 年	平成元 年	平成2 年	平成3 年	62～平3 年計(B)	(A) (%)
美容	5	14	11	30	13	14	73	1	1			2	4	5.5
クレーン運転			29	50	44	32	123	3	2	2	1	1	9	7.3
船舶職員	7	8	12	10	9	8	46	2		2		2	6	13.0
自動車運転	79	64	77	78	61	52	359	8	10	10	13	8	49	13.6
編物	4	5	10				19				2	1	3	15.8
和文タイプ	14	16					30	1	1	1	2		5	16.7
無線通信	16	19	7	17	14	8	73	1	8	1	1	3	14	19.2
理容	56	57	53	62	67	63	295	9	13	14	8	16	60	20.3
塗装	16	26	19	18	18	7	97	7	2	4	3	4	20	20.6
建設機械	76	73	74	67	53	62	343	15	20	11	15	10	71	20.7
糖製	40	49	2	2	2	8	95	5	8	3	4	3	23	24.2
木材工芸	33	12	42	38	32	27	157	6	6	8	8	11	39	24.8
溶接	260	341	366	420	287	275	1674	90	87	86	84	71	418	25.0
電気工事	98	100	103	99	93	81	493	17	36	27	24	22	126	25.6
配管	15	17	22	7	14	12	75	6	5	2	3	4	20	26.7
ボイラー運転	88	80	107	119	122	101	516	27	40	24	22	26	139	26.9
木工	46	58	58	57	43	43	262	16	24	16	12	10	78	29.8
板金	25	22	32	24	20	17	123	9	11	8	6	4	38	30.9
製版印刷	49	41	46	40	29	33	205	17	13	11	9	16	66	32.2
クリーニング	52	49	52	50	46	45	249	14	16	17	19	16	82	32.9
自動車整備	84	80	77	75	70	61	386	31	28	24	22	25	130	33.7
建築	93	85	85	94	79	79	436	35	34	27	27	25	148	33.9
左官	118	123	125	130	83	77	579	57	38	43	33	38	209	36.1
園芸	23	18	18	18	11	11	88	12	8	5	3	4	32	36.4
家事サービス	14	16	13	15	16	16	74	8	3	4	6	6	27	36.5
軽印刷	17	17	15	10	9	2	68	8	10	3	3	1	25	36.8
畳	50	51	61	59	54	45	275	21	20	21	19	25	106	38.5
洋服	9	9	9	11	7	8	45	2	5	2	3	6	18	40.0
機械	32	41	21	11	19	14	124	21	21	10	9	11	72	58.1
農業	1	3	2	3	2	3	11	5	4	1		1	11	100.0
製靴	2	1	1	1	2	2	7	3	2	1	3	2	11	157.1
製紙	1	4	4				9	3	5	4	1	2	15	166.7

(注) 1 職業訓練種目別修了人員は犯罪白書による。  
 2 再入受刑者前刑職業訓練種目は矯正統計年報による。  
 3 訓練種目については、各資料で対比可能な種目を掲げ、その余は省略した。  
 4 再入受刑者は、釈放された年が不明であるため、昭和61年度以前に釈放された者を含む。

(以下「定着状況」という。)に関する研究も早くから行われており、施設別調査によれば、東京拘置所の理容64% (昭和32年)<sup>01</sup>、佐賀少年刑務所の自動車運転77.3%、理容63.4% (同年)<sup>02</sup>、函館少年刑務所の船舶職員86%、自動車整備74%、理容61%、溶接57%、無線通信56% (同48年)<sup>03</sup>、佐賀少年刑務所の電気工事66.7% (同56年)<sup>04</sup>の報告などがある。

総合職業訓練施設に関するものは、昭和

51年の三好氏による報告があり、表11のとおりである。

各施設の調査対象期間と訓練種目の設定が同一でないが、各施設全体の平均定着率は41%である。

この調査で定着率の高い種目は、船舶職員82%、自動車整備74%、溶接61%、低い種目は、印刷29%、板金30%、クリーニング32%、ボイラー33%である。

三好氏は、この施設別の定着状況について

表11 職業訓練修了者の就職状況

施設 区分 種目	中 野		奈 良		山 口		函 館		合 計		%	
	同職種	異職種	同職種	異職種	同職種	異職種	同職種	異職種	同職種	異職種	同職種	異職種
機 械 科			3	5	1	2			4	7	36	64
板 金 科			2	3			2	6	4	9	30	70
溶 接 科					4		50	35	54	35	61	39
電 気 工 事 科			4	6	1				5	6	46	54
自動車整備科							25	9	25	9	74	26
建 築 科			7	5	2	2			9	7	56	44
配 管 科			4	5					4	5	44	56
左 官 科			4	6	4	2			8	8	50	50
木工(家具)科	46	101	3	6	1		12	35	64	142	45	55
木工(建具)科					1	1			1	1	50	50
製版印刷科	61	146	2	1			5	20	68	167	29	71
軽印刷科			1	4					1	4	20	80
ボイラー運転科			1				4	10	5	10	33	67
無線通信科							9	8	9	8	53	47
理 容 科	21	21	3	2			12	8	36	31	54	46
クリーニング科	4	4	1	6			2	12	7	22	32	68
船舶職員科							27	6	27	6	82	18
農 業 科							14	13	14	13	52	48
調 理 科			1				2	2	3	2	60	40
計	132	272	38	49	14	7	164	164	348	492		
%	33	67	44	56	67	33	50	50	41	59	41	59
	100		100		100		100		100			
調 査 期 間	昭和 41年度～47年度		昭和 47/4～48/9		昭和 44年度～46年度		昭和 46/9～47/10					

(再入者及び在所者を除く)

「この調査を、施設別にみるとまた様相が変わる。例えば、クリーニングは、中野刑の出所者では同職種就業率が50%であるのに対し、函館少刑では12%という結果であった。地域差、出所者の居住地における労働需要の偏差値が出て、表出した数値のみでは判定しにくい。中野刑の別の調査では再入率は24.5%、同職種就業率は23.2%という結果であった。この種の調査は、流動する産業労働の動向、雇用側の受け入れ体制などの検討を要し、かつ、追跡調査の限界もあり、表出した数値で安易な判断は危険である。」と述べている。<sup>108</sup>

#### 4 考察

##### (1) 再入状況

これまでの研究においては、訓練修了者の再入率が一般受刑者に比べ、低いことを理由として職業訓練が何らかの形で訓練修了者に影響し、そのすべてが職業訓練によるものではないとしながらも、職業訓練を受けない受刑者よりも矯正効果が上がっているとしているのである。

訓練修了者は訓練生選定基準により選定された者であり、訓練によって資格や免許も取得しており、訓練修了後であっても、訓練内容に応じた業種への就業が配慮されているのであるから、釈放後の就職活動も比較的容易に行うことができるので、再入者も少数ではないかと推測するところである。

しかし、小林氏が指摘しているように総合訓練修了者の再入率とA級系受刑者の再入率との比較において、最近は必ずしも訓練修了者が低いとはいえない数値がでてきていることは表7のとおりであるが、各施設別にみると、再入率が極端に高い年度があり、これが全体の再入率を押し上げているとも考えられる。

一般受刑者の成行調査でも、その再入状況を調査しているのが通例であるが、出所した受刑者が再入するに至った原因等は個人差も

あり、未解明な部分も多い。

このことは職業訓練修了者についてもいえることであり、訓練修了者の資質、更生への意欲だけでなく、釈放後の生活環境、特に保護環境やその時代の社会の経済・産業の状況等多様な要因が考えられる。

特に、再犯するか否かは、訓練修了者の資質に大きく影響されるであろう。昭和55年、山添氏が総合職業訓練施設である佐賀少年刑務所における職業訓練の実情を紹介し、訓練生の選定困難性について報告している。

それによると、訓練実施の現場での訓練生の選定には、訓練実施の実刑期を確保しなければならない関係上、訓練生は能力的に優れた者が選定されているとはいえないこと、教育程度も中学校卒業者が半数を占めることがあげられ、課外に基礎的教育の指導を行っているが、その効果は遅々として進まないとしている。<sup>109</sup>

最近の新受刑者の教育程度をみても中学校卒業以下の教育程度の者が、約60%を占めていることから、山添氏の報告の状況に変化はみられないものと考えられるのである。

総合訓練修了者の再入率が一般受刑者のそれよりもやや高いという状態も、このような訓練生の能力の問題をも加味した上で、検討しなければならないであろう。さらに、一般受刑者の再入要因の分析と職業訓練修了者のそれとを精緻に対査することが可能な資料がない現状においては、概要を把握するだけにとどめるべきであり、一概に職業訓練の成果を再入率に求め、結び付けることは避けなければならないと考える。

##### (2) 定着状況

定着状況についても報告例が少なく、概括的なことしかいえないが、一般的な傾向として、訓練の結果、公的資格や免許の取得に伴う訓練種目が比較的高い定着率を上げているものと考えられる。

職業訓練で習得した技能等を活用すること、

表12 函館少年刑務所における訓練修了者の同種職業への就職状況と再入状況

訓練種目	定着率	再入率	訓練種目	定着率	再入率
船舶職員	86.2	4.5	ボイラー運転	26.8	16.6
自動車整備	74.2	19.7	活版印刷	22.7	36.5
理容	61.1	14.8	木工	21.1	25.7
溶接	57.3	19.8	製靴	18.2	12.5
無線通信	56.3	6.0	洋服	16.0	28.0
農業	53.8	23.5	クリーニング	14.3	15.6

さらに技能に関係する職業に就職することを願うのは職業訓練実施担当者のみならず、訓練修了者本人が最も希望しているところであろうと推測される。しかし、一般社会人でも、大学等で勉強したことと直接的に関連する職業に就職している例は少数ではないだろうか。

訓練修了者も習得した技能等を活用できる職業を得るために努力しているのであろうが、それが必ずしも報われるとは限らず、当面する生活のために収入を得ることが優先され、訓練内容とは異なる職業に就くこともあろう。

定着率が高い職業訓練種目は、訓練修了者にとっても、非常に好ましい結果であるといえるが、定着率の評価の基準が明確でない以上、どの程度の定着率があれば良好であるといえるのか判然としないのである。

### (3) 再入状況と定着状況の関係

職業訓練の成果をみようとするならば、訓練種目における定着率と再入率の状態を検討する必要がある。

函館少年刑務所の調査による同所の職業訓練修了者の定着率と再入率を比較すると表12のとおりとなる。<sup>9)</sup>

船舶職員訓練は、定着率が高く、再入率は低いので極めて良好といえるとしても、製靴、洋服、クリーニングの訓練は定着率が20%に満たない。製靴とクリーニングの再入率は10%台の数値で、それなりの評価ができるにもかかわらず、定着率では否定的な評価をすることになるのだろうか。

同種職業への定着率についていえば、訓練

修了者の帰住地の産業等の状況にも左右されるのではないか。すなわち、職業訓練を生かすことができる環境、条件が備わっていれば、定着率は高くなる要素があるといえるが、そうでない場合にまで、定着率が高くなることを期待するのは困難なことではないのかと考える。

受刑者の改善更生とは何かを考えた場合、本人が再犯することなく生活のために何らかの定職を得て、社会生活を送ることができることを望むべきであり、訓練で習得した技能に関係する職業に就職することまで望まなければならぬのであろうか。

### (4) 調査方法

職業訓練の成果の調査に関して、これまでの研究が行ってきた再入状況や定着状況の調査を否定するものではない。ただ、これらの調査によって評価することができる職業訓練の成果は、部分的なものであって、推測の域を出ず、そのすべてに及んでいるものとは考えられないのである。

再入状況の調査は、矯正指紋等により比較的容易に実施できる。しかし、訓練修了後の職業生活の調査は、追跡する方法しかない。

施設が行っている調査は、保護関係機関を通じて行っているものもあるが、多くは、直接、釈放された訓練修了者に対し、就職の状況等をアンケート調査している。

これには、未回答となるケースも多く、回答を寄せた者が半数に満たないものや回答があっても、就職状況が不明なものもあるよう

で、調査対象者のすべてについて確実な就職状況の把握は困難であって、その実態を掌握するには至っていないと考えられるものもある。

さらに、種目別の再入率や定着率をみると、10数人から400人を超える訓練があって、特に少人数の訓練の場合、適正な評価を導くことに困難が伴うと考えられる。また、調査に対する回答数が少なく、回答はあったが、就職状況不明の数の取扱など、各施設統一的に処理されていないなどの問題が残るのである。

また、社会復帰して更生している者のみについて調査するだけでなく、再入した者の再入の原因も併せて調査し、分析する必要がある。

鹿児島刑務所では平成2年に、同所で実施している建設機械訓練修了者の成行に関して、出所中の者と再入者の両方にアンケート方式による調査を行っている。調査項目は、出所直後の就職状況、現在の職業、取得した免許の活用状況及び失効の有無、そして訓練に関する意見と少ないが、就職できなかつたり、免許を活用できなかつたことに対する理由を述べてもらうもので、訓練修了者の生の声を反映できるよう配慮しており、今後この種調査を行う場合の参考になると考える。<sup>98</sup>

訓練によって習得した技能等がどのように活用されているかの調査は、追跡的に行わなければならない。行刑施設だけで調査することは至難であろう。特に仮釈放者の実態を調査する場合、保護関係機関との密接な連携のもとに必要な情報の交換を図ることができるようなシステムの確立が望まれる。このようなシステムがあれば訓練修了者の成行の実態を把握することができ、その結果を職業訓練に反映することによって、職業訓練制度の充実を期すことが可能になると考えられる。

これまでの調査を振り返ると、職業訓練の成果を評価するには、訓練修了者個々人の基

礎的なデータが極めて少ないことが上げられる。

訓練生として選定された者について、資質や行刑成績、訓練成績のほか、釈放後の就職状況、資格や免許の活用状況に関する調査項目を選定し、各訓練について統一的、長期継続的にデータの蓄積を図る方法が、検討されなければならない。そのためには、少年鑑別所が行っている「鑑別統計カード」のように統一的に調査し、統計的手法をもって処理できるシステムが職業訓練においても必要なものと考えられるのである。

## 5 おわりに

「受刑者職業訓練規則」が制定されて以来、訓練設備、指導者、訓練体制等の整備が図られ、3か月から2年間に及ぶ訓練によって、毎年約1,500人も訓練修了者を数えるとともに、公的な資格や免許の合格率も極めて高い状況にある。これらは職業訓練の多大な成果といえることができるであろう。

受刑者に対して職業人として生活することができるように指導、訓練し、技能等を習得させ、社会復帰させる職業訓練は、受刑者の改善に大きく貢献するものであることは疑いのないところである。

しかし、職業訓練実施上、課題がないわけではなく、訓練生の基礎的学力の向上、中高年者に対する訓練の充実、指導に当たる作業技官の再訓練や幹部への登用、社会の労働需要に応える訓練種目の新設や既存種目の見直し、実践的な技能の付与、そして職業訓練の効果測定の方法等々について検討が加えられなければならない。

特に、職業訓練の成果を社会復帰後の成行にまで求めるためには、訓練による技能等の指導に限らず、受刑生活中における生活指導が極めて重要な部分を占めるものと考えられる。

すなわち、職業人としての意識の高揚、生活態度、人間関係等、現在の職業訓練のカリキュラムでは十分に指導し尽くしきれないと

考えられる事項について、訓練の過程及び訓練修了後において、訓練とは別途に指導、教育のための時間を設定し、矯正効果を高めるよう強力に指導を行い、社会適応化を図らなければならず、職業訓練とこの生活指導が噛

み合っこそ、職業訓練の対象となった受刑者の改善更生が図られるものとする。

その意味において、「刑事施設法案」が予定している矯正処遇としての生活指導に期待されるところが極めて大きいといえる。

**参考文献** 文献末尾の( )は、本文中の引用箇所を示す。

- |                      |                                   |                 |
|----------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 日本の矯正と保護<br>資料 監獄法改正 | 第1巻 一刑務作業一                        | 藤井武彦<br>法務省矯正局編 |
| 刑政 68 卷 3 号          | 青年受刑者の職業訓練                        | 樋口忠吉            |
| 刑政 68 卷 3 号          | 職業訓練実施上の一つの問題<br>一主に一般市場との関連において一 | 矯正局作業課          |
| 刑政 68 卷 3 号          | 就職<br>一理容師の場合について一                | 豊田和男(6)(11)     |
| 刑政 68 卷 3 号          | 当所の職業訓練<br>一更生推進と青少年の職業訓練一        | 今里末作(12)        |
| 刑政 74 卷 5 号          | 矯正実務運用上の諸問題(14)<br>一職業訓練一         | 佐藤安俊(2)(3)(4)   |
| 刑政 74 卷 11 号         | 刑務作業当面の課題<br>一職業教育化のために一          | 武田武久            |
| 刑政 74 卷 11 号         | 受刑者職業訓練の課題<br>一職業訓練修了者の成行をみて一     | 佐藤安俊(7)(10)     |
| 刑政 76 卷 3 号          | 船舶職員科職業訓練について                     | 札幌矯正管区          |
| 刑政 78 卷 8 号          | 刑務作業の展望                           | 柳下竹治(8)         |
| 刑政 87 卷 6 号          | 刑務所の職業訓練                          | 三好亀治(1)(15)     |
| 刑政 91 卷 8 号          | 矯正における職業訓練<br>一その諸問題と今後の在り方一      | 藤井武彦            |
| 刑政 91 卷 8 号          | 職業訓練<br>一その現状と諸問題一                | 山添 忠(16)        |
| 刑政 93 卷 7 号          | 第三回 アジア・大洋州矯正局長会議<br>第三議題 職業訓練    | 宮本恵生            |
| 刑政 98 卷 5 号          | 行刑施設における職業訓練<br>一その現状と今日的課題一      | 小林良作(5)(9)      |
| 刑政 103 卷 6 号         | 船舶職員科訓練の足跡と現状                     | 千葉 昇            |
| 北海道矯正 5 号            | 刑務所における職業訓練について                   | 川畑錦也            |
| 北海道矯正 10 号           | 受刑者の職業訓練について                      | 田中恒治(13)(17)    |
| 九州矯正 34 - 2          | 職業訓練修了生の追跡調査について                  | 石井・香月           |
| 九州矯正 35 - 1          | 同上(その2)                           | 石井・香月(14)       |
| 九州矯正 45 - 1          | 職業訓練受刑者の処遇と再犯状況について               | 大隈光典(18)        |
| 矯正教育 232 号           | 洛峰技能訓練所(左官科)訓練終了生の成行について          | 井内・原            |
| 矯正教育 239 号           | YB 級受刑者職業訓練(溶接)の実態について            | 小南・高島・松本        |
| 矯正職務研究 8 号           | 受刑者の職業訓練実施について                    | 三重刑務所作業課        |